



公益社団法人

全国有料老人ホーム協会

News Release

令和 5 年4月25日

報道機関各位

## 消費者・相談員向けセミナー・勉強会に講師を派遣します

～高齢期の住まい選びの不安や疑問を解消！～

公益社団法人全国有料老人ホーム協会(理事長:中澤 俊勝、所在地:東京都中央区)では、高齢者向け住まいの種類や選び方、基礎知識などをテーマとした、勉強会・講演会などに、講師を派遣しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ZOOM を利用したオンラインによる講師派遣も実施しています。

高齢者向け住まいは、種類が多く、制度も複雑で、消費者の皆様には非常に関心の高いテーマです。当協会の講師派遣サービスを消費者向け講演会や相談員の勉強会等でご活用ください。

【URL】 <https://www.yurokyo.or.jp/about/study>

### ◆講師派遣基準

下記の様なおおむね 20 名以上のイベントで公益性があると認められるもの

- ・公共団体や消費生活センターなどが行う市民向け講座
- ・地方公共団体の消費生活相談員向けの研修会
- ・複数の個人で組織する老人クラブ、任意のグループ、サークル活動の勉強会
- ・民間企業が行う社員・消費者向け勉強会 など

### ◆講座テーマ例

- ・高齢者向け住まいの種類と選び方のポイント
- ・高齢者向け住まいに必要な費用について
- ・失敗しない有料老人ホームの選び方
- ・消費者トラブルを中心とした有料老人ホームの現状と課題
- ・「終のすみか」をかしこく選ぶには など

### ◆2022 年度講師派遣開催実績

自治体、消費生活センター、企業、大学、老人クラブ など

対象者、講座内容、予算など、ご希望をお聞きしております。

謝金をご相談に応じます。下記までお気軽にご連絡下さい。

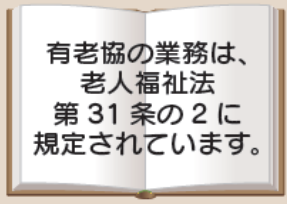
◆報道お問合せ先 〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-5-14 アイ・アット・イ日本橋ビル7階  
公益社団法人全国有料老人ホーム協会 事業部 井田  
電話/03-3272-3781 E-MAIL/info@yurokyo.or.jp

協会概要:設立:昭和 57 年2月 老人福祉法第 30 条規定

事業:消費者保護、事業の健全な発展、行政連携、のための各種事業を実施。

## ○【参考】公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 とは

全国有料老人ホーム協会は、有料老人ホーム利用者の保護と、ホームを設置・運営する事業者の健全育成を図ることを目的に設立された、老人福祉法第 30 条にも規定されている内閣府認定の公益社団法人です。



有老協の業務は、  
老人福祉法  
第 31 条の 2 に  
規定されています。

1. 老人福祉法及び関係諸法令を遵守させるための会員に対する指導・勧告等
2. 契約内容の適正化及び入居者保護を図り、それらのための指導・勧告等
3. 会員ホーム入居者からの苦情の解決
4. ホーム職員の資質向上のための研修
5. 有料老人ホームに関する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

主な事業内容は「入居者保護」「事業者の運営支援」「自治体との連携」の 3 つを柱としています。

入居者保護事業として、入居者生活保証制度・入居者生活支援制度の運営や、苦情対応委員会設置の下苦情相談を受け付けています。入居検討者への情報提供事業では、有料老人ホーム等の情報提供を目的とした“輝・友の会”(会費無料)の運営をはじめ、入居相談や有料老人ホームへの理解を深めていただくために各種講演会への講師派遣などの啓発普及活動、「有料老人ホーム基礎知識(冊子)」や「輝・ニュース(情報誌)」の発行等による各種情報発信を行っております。

事業者への運営支援事業として、有料老人ホーム事業にかかわる様々な調査研究、入居契約書等の各種ガイドラインの策定、ホーム全体のレベルアップを目的とした職員研修の実施、サービスの質の確保・向上を目的としたサービス第三者評価事業などを行っております。

自治体との連携として、全国の自治体が実施する事業者向け研修や集団指導への講師派遣や研修業務の受託、当協会ホームページ等で情報発信する等自治体の指導監督業務のサポートを行っております。

当協会は、有料老人ホーム事業の健全発展を通し、高齢化の進む日本において、活力ある社会づくりに寄与するべく、活動を続けております。

- 目的: 有料老人ホームの入居者の保護と有料老人ホーム事業の発展
- 設立: 昭和 57 年 2 月/平成 3 年 改正老人福祉法に規定/平成 25 年 4 月 公益法人へ移行
- 理事長: 中澤俊勝
- 所在地: 東京都中央区日本橋 3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル 7 階
- 協会事業: 入居者生活保証制度の運営
  - 有料老人ホームの入居、苦情に関する相談事業
  - 契約内容の適正化と入居者の保護
  - 職員の資質向上のための研修事業
  - 自治体からの業務受託事業
  - 調査研究事業、啓発普及事業 等



鶴のマークは全国有料老人ホーム協会(有老協)会員ホームの証です。  
私たち有老協は、誰もが笑顔で安心して暮らせる有料老人ホームを増やすための取り組みをしています。